

新型コロナウイルス感染症対策における登校基準

1、生徒の健康観察の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、登校前に体温を測り、登校の際は、マスクの着用をお願いします。発熱（37.5℃以上）、風邪症状、平熱より明らかに体温が高い場合は登校せず、自宅で休養してください。

(2) 学校での健康管理

- ①家庭で登校前に検温をしていない生徒は、必ず教室に入る前に保健室にて測定をおこなう。以下の欠席・早退基準にあてはまる生徒は速やかに帰宅させる。
 - ②登校した生徒は、手の消毒をしてから教室に入る。
 - ③朝のSHRで担任は出席者の健康観察を行う。
 - ④欠席者、遅刻者を把握し無届けの場合はその理由を保護者に確認する。
- ※教職員についても、毎朝自宅で体温を測定し、発熱・風邪症状がある場合は出勤を控えます。

2、早退・欠席、出席停止の考え方

【欠席基準】： 新型コロナウイルス感染の可能性が高く以下の症状がある場合、登校禁止とし、医療機関への受診をお願いいたします。

- ①**37.5℃以上の発熱がある。**
- ②**37.5℃以上の熱がなくても明らかな風邪症状(咳、強いだるさ、息苦しさ等)、嗅覚・味覚異常がある。**
- ③**37.5℃以上の熱はなくても平熱より明らかに高い場合。**

【欠席措置】： 出席停止の扱いとします。新型コロナウイルス陽性反応が出た方は、登校再開の際、「学校感染症に係る登校に関する意見書」をご提出ください。用紙については、本校のホームページからダウンロードしてください。

【早退基準】： 上記欠席の基準と同様、①②③に当てはまる生徒には早退を促します。
また、体調不良で保健室に入室した生徒も、状況によっては早退の判断を致します。

【登校基準】： ●生徒又は同居家族の感染が判明または濃厚接触者と認められた場合→出席停止
●疑わしき事案を含め、登校すべきではないと判断された場合→出席停止
●感染が心配で登校を控えたい場合
→6月15日以降、出席停止の判断は校長が状況をみて行います。特に基礎疾患などがあり重症化のリスクが高い生徒に関しては相談に応じます。